

令和3年3月19日  
記者発表資料

# 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定 及び指定に関する図面の閲覧について

—土砂災害から「いのち」を守るために—

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域<sup>※1</sup>については、平成28年度までに指定が完了していますが、本日、新たに土砂災害特別警戒区域<sup>※2</sup>を指定しましたので、お知らせします。

つきましては、指定に関する図面について、次のとおり閲覧に供します。

## ※1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

## ※2 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

## 1 新たに土砂災害特別警戒区域を指定する市区町村

- (1)川崎市麻生区
- (2)小田原市
- (3)逗子市
- (4)厚木市の一部
- (5)南足柄市
- (6)葉山町の一部

※一部隣接する他の市区町村を含みます。

※土砂災害特別警戒区域の指定に合わせ、既に指定している土砂災害警戒区域が変更となる箇所もあります。

## 2 指定に関する図面の閲覧場所

指定する市区町村	閲覧場所	所在地
川崎市麻生区	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1
小田原市	県西土木事務所 小田原土木センター	〒250-0003 小田原市東町5-2-58
逗子市 葉山町の一部	横須賀土木事務所	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5
厚木市の一部	厚木土木事務所	〒243-0016 厚木市田村町2-28 (厚木南合同庁舎内)
南足柄市	県西土木事務所	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2
上記の市区町 (川崎市麻生区等)	県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎 11階)

※下記の市役所等でも閲覧できます。

川崎市：川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課（川崎市川崎区宮本町6  
明治安田生命ビル11階）

小田原市：小田原市建設部建設政策課（小田原市荻窪300本庁舎5階）

逗子市：逗子市環境都市部都市整備課（逗子市逗子5-2-16市役所2階）

厚木市：厚木市役所市長室危機管理課（厚木市中町3-17-17市役所本庁舎4階）

南足柄市：南足柄市総務防災部防災安全課（南足柄市関本440庁舎4階）

葉山町：葉山町総務部防災安全課（三浦郡葉山町堀内2135町役場2階）

## 3 その他

指定に関する図面は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」でも閲覧できます。

### 問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

課長 千葉 電話 045-210-6500

審査グループ 河野 電話 045-210-6505

急傾斜地グループ 井川 電話 045-210-6508